

愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 2019（令和元）年7月5日（金）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 自治センター 5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - (3) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員
酒巻部会長、片山委員、佐野委員、武田委員、田代委員、二宮委員、葉山委員
(以上7名)
 - (2) 事務局
環境局：
小野技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任
その他：
関係課職員 6名 (以上13名)
 - (3) 都市計画決定権者及び事業者等
8名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 資料1について、事務局から説明があった。
 - ・ 部会長について、酒巻委員が互選により選出された。
 - ・ 部会長代理について、酒巻部会長が二宮委員を指名した。
 - ・ 会議録の署名について、酒巻部会長が片山委員と佐野委員を指名した。
 - イ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - ・ 資料3の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、酒巻部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

- ・ 資料3から資料6について、事務局から説明があった。

＜質疑応答＞

【佐野委員】資料4の3ページの12番において、低周波音について参照値を超えているとする公述内容がある。具体的に説明していただきたい。

【事業者】都市計画決定権者の見解にも示しているが、低周波音については、環境基準や規制基準がないため、「低周波音問題対応の手引書」に記載されている参照値を参考とした。本準備書においては、心身に係る苦情に関する参照値を用いた予測ではG特性音圧レベルを対象とし、物的苦情に関する参照値を用いた予測では1/3オクターブバンド音圧レベルを対象とした。これは、心身に係る苦情は、ほとんど室内で起こることから、室内の測定値に適用するとされているため、1/3オクターブバンド周波数別の詳細な予測は、物的苦情に関する参照値についてのみ注目して実施したものである。

【事務局】準備書446ページと447ページにおいて、低周波音に係る予測結果が記載されている。表8.3.9においては、物的苦情に係る参照値について、1/3オクターブバンド周波数別の音圧レベルの予測結果とともに記載されているが、公述人は、心身に係る苦情に関する参照値においても同様に1/3オクターブバンド周波数別の参照値があり、25Hz、31.5Hz、40Hz、50Hz、63Hz、80Hzで参照値を上回っているため、G特性音圧レベルだけで評価するのではなく、このことも準備書に記載して評価するべきであるという意見である。具体的な心身に係る苦情に関する参照値と調査結果との比較が、机上配布している「準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解について」の29ページの65番の表2に記載されている。

【佐野委員】準備書447ページの表8.3.9において、20Hzを見ると、特段この周波数の音圧レベルが卓越しているというわけではないと見受けられるため、それほど問題はないのではと考える。

【片山委員】資料4の4ページの13番において、悪臭予測でアンモニア等が検出されており、これを無視しているとする公述内容がある。具体的に説明していただきたい。

【事務局】この意見は、「準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解について」の33ページの75番及び76番にも記載されている。準備書483ページと484ページにおいて、類似事例として、現施設の敷地境界における特定悪臭物質の濃度を測定し、アンモニア、アセトアルデヒドがそれぞれ報告下限値である0.1ppm、0.005ppm検出されている。これを基にした準備書486ページの予測結果においては、アンモニアは0.2ppm未満、アセトアルデヒドは0.005ppm未満となっており、アンモニア等が検出されていることが予測結果に正しく反映されていないとの意見である。これに対する都市計画決定権者の見解としては、評価書においては、報告下限値を反映させて、アンモニアは0.1ppm以下、アセトアルデヒドは0.005ppm以下という予測結果に修正している。

【片山委員】夏季において検出されたとあるが、何月の調査結果なのか。

【事務局】準備書481ページの表8.5.2に記載されているが、夏季については、8

月 17 日に調査を実施している。

【片山委員】悪臭防止対策として、既存施設と同様にエアカーテンの設置やごみピット内の負圧保持等を実施するとあるので、この対策を講ずれば良いと考える。

【二宮委員】資料 3 の 6 ページにおいて、海水のふっ素濃度が 1.5mg/L と記載されている。この値は、名古屋港の値なのか。

【事務局】この値は名古屋港の値ではなく、「海水と淡水が混ざる汽水域におけるふっ素及びほう素濃度への海水の影響程度の把握方法」という環境省の通知において、汽水域の水質が海域の影響を受けているか否かを判断する基準値の設定の際に、海水におけるふっ素濃度として用いている値であり、海水の平均的な値である。

【二宮委員】名古屋港のふっ素やほう素の測定データはないのか。当該データがあれば、より精度の高い予測ができるのではないのか。

【事務局】ここ数年の愛知県が公表している公共用水域の調査結果によれば、ふっ素とほう素については測定していない状況であるが、過去に遡って再度確認し、次回の部会でお示ししたい。

【武田委員】準備書の 508 ページの図 8.7.2 において、土壌のふっ素の超過について、3A と 4C の区画で基準を超過している。「準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解について」の 34 ページの 78 番の都市計画決定権者の見解において、「現状を維持し、拡散を防ぐことが最も適切であると考えています。」と記載されているが、工事を実施する際に汚染土壌が拡散することが想定される。工事時における具体的な対策について確認したい。

【事業者】準備書 508 ページの図 8.7.2 において、基準を超過しているのは 2 区画であるが、基準を超過していないものの、表層において 0.7mg/L や 0.8mg/L といった基準に近い値が確認されている区画がある。このため、工事においては散水、工事車両のタイヤ洗浄、降雨時におけるシート掛け等の対策を適切に実施することとしている。また、工事の掘削において発生した土については、全量汚染土とみなして適切に処理することで、拡散を防止したいと考えている。

【武田委員】それは、本事業実施区域内の土壌が海水等の自然由来による汚染だけでなく、埋立において使用された浚渫土由来もあるため、掘削除去のような対策を講じることとしているのか。

【事業者】ふっ素による土壌汚染は、海水による影響が大きいと考えているが、自然由来なのか人為由来なのかを特定することは困難と考えている。このため、事業実施区域内の土壌がふっ素に汚染されているものとみなして、安全側に考えて対策を講じることと考えている。

【田代委員】「準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解について」の 15 ページの 35 番の都市計画決定権者の見解において、「組合の「ごみ処理施設整備基本計画」では、建築物及び構造物の設置区域を液状化対策の実施範囲とする基本的な方向性を示しており」とある。この液状化すると想定しているのは、表層の埋立に使用された浚渫土を要因としているのか、それとも、これよりも深い位置に存在する柔らかい砂

層を要因としているかで、対策の講じ方が異なってくると考える。土壌や地下水の汚染が確認されている中で、それらよりも深い位置にある砂層について、何かしらの液状化対策を講じた際に、当該汚染土壌や地下水を攪乱・拡散させるおそれがあるのではないかと考える。深度方向のどこまでの土壌を液状化対策の対象と考えているのか、確認したい。

準備書 523 ページの図 8.8.4 において、ごみピット想定深度を見ると As1 層（第 1 砂質土）の地層までのようだが、As2 層（第 2 砂質土）まで液状化対策をするのではないかと見ているがどうか。

【事業者】基礎杭を打つことを含め、構造物を設置する範囲において、液状化対策は必要と想定している。具体的な方法については、現段階では確定しておらず、DBO 方式に基づき民間の建設事業者の提案に委ねられる。

【田代委員】今回の事業で設置される構造物の規模であれば、準備書 523 ページの図 8.8.4 の Tc 層（粘性土）まで杭を打つ必要があり、地表から深度約 25m よりも深くなると考える。このため、構造物の設置工事における土壌への影響はかなり深い深度方向まで及ぶものと思われる。具体的な構造物が決まり、杭の深度が決まった段階で、その深度に合わせた対策についても検討することが望ましいと考える。

- ・ 報道関係者の退出後、議事を再開し、希少な動植物の位置情報に関する審議を行った。
- ・ 資料 3 及び資料 6 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【葉山委員】オオツノハネカクシが確認された背景に係る説明については、特段問題ないと考える。

ワスレナグモに関連して、

樹林、草地等の緑地の構成は現在の状況からどのように変化するのか。例えば、全体のうち、草地は現在あるものがどれくらい残され、また創出されるのかなど、丁寧な記述で明らかにしていただきたい。

【事務局】指摘の点については、事業者に対して指導したい。

【葉山委員】

【事務局】クモ類の
専門家の助言を踏まえた上で講じるよう、事業者に対して指導したい。

- ・ 報道関係者の再入室後、議事を再開した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会